**共　同　研　究　契　約　書**

（契約項目表）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 甲 | 国立大学法人佐賀大学 | | | | |
| 乙 |  | | | | |
| １．研究題目 |  | | | | |
| ２．研究概要・目的 | 全体：  甲：  乙： | | | | |
| ３．研究期間 | 契約締結日　～　令和　年　月　日 | | | | |
| ４．共同研究担当者等  ※印：研究代表者 | 区分 | 氏名 | | 所属・職名 | 役割 |
| 甲 | ※ | |  |  |
| 乙 | ※ | |  |  |
| 【民間等共同研究員】 | | | |
| 氏名 | | 所属・職名 | 役割 |
|  | |  |  |
| 派遣期間：令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | | | |
| ５．研究経費等 | 直接経費 | | | | 円 |
| 間接経費（直接経費の30%） | | | | 円 |
| 合計  （うち消費税額及び地方消費税額） | | | | 円  （　　　　　　　　円） |
| ６．支払方法等 | ☑一括払い（支払期限：契約締結日が属する月の翌月末）  □分割払い（以下に支払回数等を記載する） | | | | |
| 回数 | 支払期限 | | | 金額 |
|  |  | | | 円 |
| ７．研究実施場所 | 甲： | | | | |
| 乙： | | | | |
| ８．提供設備 | 名称 | | 型番 | | 数量 |
|  | |  | |  |
| ９．秘密保持義務の有効期間 | 本契約期間中及び本契約終了日の翌日から起算して３年間 | | | | |

※佐賀大学は、産学連携推進の実績として、また、教育研究活動の成果として、本学で受け入れを行った「共同研究」について、①相手先等の名称、②研究題目、③本学の研究代表者名（所属・職名を含む）、④金額を公表することがございます。

　甲及び乙は、上記契約項目表に記載する研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにあたり、次の各条の通り共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

（甲）佐賀県佐賀市本庄町１番地

　　　国立大学法人佐賀大学

　　　学　長　　兒 玉 　浩 明

（乙）

**条文修正の際は、校閲（変更履歴の記録）機能により、変更履歴を残していただきますようお願いいたします。**

**また、知財の取扱い等の条文につきましては、研究開始時点ではどのような成果が創出されるのか予測しきれないこと、詳細は共同出願契約等で定めることで契約手続きの迅速化を目指していることから、可能な限り原文のままでの契約締結をお願いしております。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。**

（定義）

1. 本契約において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）「本研究成果」とは、本契約に基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

（２）「知的財産権等」とは、次に定めるものをいう。

（ア） 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権。

（イ） （ア）に定める権利の登録等を受ける権利。

（ウ） 外国における（ア）及び（イ）に定める権利に相当する権利。

（３）「プログラム等著作権」とは、プログラムの著作物、データベースの著作物並びにこれらに付随する仕様書等のドキュメント（以下「プログラム等」という。）にかかる著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。

（４）「研究成果有体物」とは、本共同研究の実施に伴い創作、抽出又は取得した試薬、材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、タンパク質等を含むがこれらに限らない。）、実験動物、試作品又は実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。

（５）「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の開発及び品種の育成をいう。

（６）「研究経費等」とは、人件費、旅費、備品費、消耗品費その他の本共同研究の実施に直接必要な経費及び研究料（以下「直接経費」という。）並びに当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下、「間接経費」という。）の合算額をいう。

（共同研究の題目等）

1. 本共同研究の研究題目、研究概要及び研究目的は、契約項目表第１項及び第２項に定めるとおりとする。

２　甲及び乙は、本契約の定めに従って、相互に協力して本共同研究を実施する。

（研究期間）

1. 本共同研究の研究期間は、契約項目表第３項に記載のとおりとする。

（共同研究に従事する者及び研究の実施場所）

1. 甲及び乙は、契約項目表第７項に定める研究実施場所において、本共同研究を実施する。

２　甲及び乙は、契約項目表第４項に定める者を共同研究担当者等（以下「共同研究担当者等」という。）として本共同研究に参加させ、共同研究担当者等のうち甲及び乙からそれぞれ１名を研究代表者に指名し、研究代表者に本共同研究を統括させる。

３　甲は、乙が希望する場合、乙の共同研究担当者等のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を民間等共同研究員として受け入れることができる。

４　甲及び乙は、別途書面に定めることにより、契約項目表第４項に定める共同研究担当者等の変更、追加又は削除を行うことができる。

５　甲及び乙は、本共同研究遂行上、共同研究担当者等以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の書面による同意を得て、研究協力者を本共同研究に参加させることができる。

６　前項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成する。

７　研究協力者が創出に貢献した発明等の帰属及び取扱いは、原則、共同研究担当者等が創出した場合の帰属及び取扱いを準用する。

（研究経費等の取扱い）

1. 乙は、本共同研究の実施に必要な経費として、契約項目表第５項に定める研究経費等を負担する。

２　乙は、第４条第３項により民間等共同研究員の甲への派遣を希望する場合、甲の規則によるものの額に消費税及び地方消費税を加算したもの（以下「研究料」という。）を甲に支払わなければならない。

３　第４条第４項により契約項目表第４項に定める共同研究担当者等が削除された場合であっても、次条第１項の規定により支払われた研究経費等の返還は不要とし、甲が受け入れる民間等共同研究員が増加した場合は、乙は不足の研究料を支払う。

（研究経費等の支払い）

1. 乙は、契約項目表第５項に定める研究経費等を、甲の発する請求書により、契約項目表第６項に定める期限までに支払わなければならない。

２　乙は、前項に規定される支払期限までに研究経費等を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払い額に年３％の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（経理）

1. 契約項目表第５項に定める研究経費等の経理は甲が行い、甲は、経理書類等を自己の定める規程に基づき管理する。ただし、乙は本共同研究に関する経理書類等の閲覧を甲に申し出ることができ、甲は乙から閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上、これに応じる。

（研究経費等により取得した設備等の帰属）

1. 契約項目表第５項に定める研究経費等により取得した設備等は、甲に帰属する。

（提供設備）

第９条　甲は、契約項目表第８項に定める乙所有の設備、機器、装置等（以下「提供設備」という。）を、乙の同意を得て乙から無償で受け入れ、本共同研究の用に供するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）提供設備の提供日、設置場所等の具体的な提供方法については、甲乙協議の上、決定する。

（２）提供設備の搬入、設置等に要する費用は、乙が負担する。

（３）甲は、提供設備について、その設置完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意をもって保管する。

（４）乙は、甲から提供設備の使用方法等の問い合わせを受けた場合、取扱説明書の貸与、技術者の派遣等の方法により、可能な限り甲を援助する。

（５）提供設備の使用、維持及び保全に関する費用は乙の負担とするが、甲が合意した場合、甲の負担とすることができる。

（共同研究の終了）

第１０条　本共同研究は、契約項目表第３項に定める研究期間の始期に開始され、次の各号いずれかの事由をもって終了する。以下、本共同研究が終了した日を「本共同研究終了日」という。

（１）研究期間が満了した場合。

（２）次条に基づき本共同研究を中止した場合。

（３）本契約が解除された場合。

（４）その他、甲乙協議の上、本共同研究を終了することに合意した場合。

（研究の変更又は中止）

第１１条　研究の遂行上必要と認められるとき（第４条４項に該当する場合を含む。）は、甲乙協議の上、別途書面に定めることにより、本契約の内容を変更することができる。

２　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、直ちに相手方に通知し、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は契約項目表第３項に定める研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本共同研究の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わない。

３　前項により、研究期間を延長した場合で契約項目表第５項に定める研究経費等に不足を生じるおそれが発生した場合、甲乙協議の上、乙は不足する研究経費等について負担の有無及び金額を決定する。

（研究終了時の処理）

第１２条　甲及び乙は、本共同研究が終了した場合、次の各号に定める処理を行う。

（１）甲に支払われた契約項目表第５項に定める研究経費等（研究料は除く。）に余剰が生じた場合、乙は、甲に余剰となった額の返還を請求することができる。この場合、甲は、返還請求に応じなければならない。ただし、乙の責により本共同研究が終了した場合、甲は、研究経費等を返還する義務を負わない。

（２）甲は、本共同研究の終了時の状態で契約項目表第８項に定める提供設備を乙に返還する。なお、甲は、提供設備に通常の研究活動で生じうるキズ、破損、摩耗又は故障について、責任を負わない。また、乙は、当該返還にかかる作業について甲に協力し、提供設備の撤去、搬出等に要する費用は、乙が負担する。

（３）甲及び乙は、第１６条第４項に基づき提供された提供情報等を返還する。

（４）甲及び乙は、本共同研究終了日までの本研究成果についての成果報告書を、本共同研究終了日後速やかに、双方協力してとりまとめる。

（５）乙の責により本共同研究が終了した場合、乙は甲に対し、研究経費等の全額を甲の指示により直ちに支払わなければならない。

（知的財産権等の取扱い）

第１３条　甲及び乙は、契約項目表第４項に定める共同研究担当者等が本共同研究の実施に伴い発明等をなしたときは、速やかに相手方にその旨を通知する。

２　本共同研究の実施に伴い得られた発明等にかかる知的財産権等の帰属は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）甲に属する共同研究担当者等及び乙に属する共同研究担当者等が、共同でなした発明等にかかる知的財産権等については、甲及び乙の共有とし（以下「共有知的財産権等」という。）、その持分比は、当該発明等に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定める。

（２）甲又は乙に属する共同研究担当者等が、単独でなした発明等にかかる知的財産権等は、次項に定める場合を除いて当該発明等をなした甲又は乙に単独に帰属する（以下「甲知的財産権等」又は「乙知的財産権等」という。）。

３　甲は、自己の共同研究担当者等から前項第１号に定める知的財産権等を承継しない場合、その旨を乙に通知するものとし、乙は、当該甲に属する共同研究担当者等と知的財産権等の譲受について交渉できる。

４　甲及び乙は、共有知的財産権等について、別途共同出願契約を締結した上で、当該共同出願契約に従い共同して出願を行う。

５　甲及び乙は、甲知的財産権等又は乙知的財産権等の出願を行うときは、当該発明等を単独でなしたことについてあらかじめ相手方の確認を得た上で、原則として各々の責任と費用負担で当該知的財産権等の出願を行う。

６　乙は、甲が、教育又は研究を目的とする場合に限り、共有知的財産権等及び乙知的財産権等を、一切の条件を付されることなく無償で利用することに同意する。

（プログラム等著作権の取扱い）

第１４条　甲及び乙は、契約項目表第４項に定める共同研究担当者等が本共同研究の実施に伴いプログラム等を創作したときは、速やかに相手方にその旨を通知する。

２　本共同研究の実施に伴い得られたプログラム等著作権の帰属は、次の各号に定めるとおりとする。

　（１) 甲に属する共同研究担当者等及び乙に属する共同研究担当者等が、共同で創作したプログラム等にかかるプログラム等著作権については、甲及び乙の共有とし（以下「共有著作権」という。）、その持分比は、当該プログラム等の創作に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定める。

　(２) 甲又は乙に属する共同研究担当者等が、単独で創作したプログラム等にかかるプログラム等著作権は、単独で創作したことについて相手方に確認を得た上で、原則として当該プログラム等を創作した甲又は乙に単独に帰属する（以下「甲著作権」又は「乙著作権」という。）。

３　甲及び乙は、自己の共同研究担当者等からプログラム等著作権を譲り受ける場合には、自己の共同研究担当者等に著作者人格権を行使しないことを約させる。

４　乙は、甲が、教育又は研究を目的とする場合に限り、共有著作権及び乙著作権を、一切の条件を付されることなく無償で利用することに同意する。

５　甲及び乙は、前項以外の共有著作権の取扱いについては、甲乙協議の上、決定する。

（研究成果有体物の取扱い）

第１５条　甲及び乙は、契約項目表第４項に定める共同研究担当者等が本共同研究の実施に伴い研究成果有体物を創作、抽出又は取得したときは、速やかに相手方にその旨を通知し、研究成果有体物の帰属及び取扱いについて、甲乙協議の上、これを定める。

（提供情報等）

第１６条　甲及び乙は、自己が保有する情報及び研究試料であって、本共同研究の実施に必要とするもの（第三者との関係において、開示又は提供に関する制限のあるものを除く。以下「提供情報等」という。）を、自己の裁量により相手方に無償で提供又は開示する。

２　甲及び乙は、提供情報等について相手方に対し秘密保持義務を課す場合、第１７条第１項に規定する秘密情報として開示又は提供するものとし、同条項に基づき開示又は提供されたものでなければ、秘密保持義務を負わない。

３　甲及び乙は、提供情報等について、相手方の同意なく、本契約の目的以外に使用してはならない。なお、研究試料について特段の扱いを希望する場合、別途有体物提供契約等を締結する。

４　甲及び乙は、有形的方法によって開示又は提供した提供情報等につき、本共同研究終了後に返還を希望する場合には、提供時に返還を希望する旨を書面により明示して相手方に提供する。

（秘密の保持）

第１７条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方から書面又は電子媒体により、秘密情報である旨の表示とともに開示された情報及び相手方から口頭により、秘密である旨の告知とともに開示された情報（開示後３０日以内に書面又は電子媒体によりその内容が確認された情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りでない。

（１）開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報。

（２）開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。

（３）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報。

（６）書面により事前に相手方の同意を得た情報。

２　甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

３　前２項の有効期間は、契約項目表第９項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

４　甲及び乙は、法令又は裁判所により秘密情報の開示の請求、命令等を受けた場合は、事前に相手方に通知した上で、必要最小限の情報に限り開示することができる。

（研究成果の公表）

第１８条　甲は、その学術的使命を果たすため、次の各号に従い、本研究成果の公表（以下「学術発表」という。）を行うことができる。

（１）甲は、第１７条の秘密保持義務を遵守した上で、学術発表を行う。

（２）甲は、学術発表予定日の３０日前までに、乙にその内容を通知する。乙は、当該内容に、第１７条に規定される乙の秘密情報が含まれていると判断したときは、当該通知後１５日以内に、甲に対し、当該部分につき合理的な範囲で内容の修正又は学術発表の延期を求めることができ、この場合、甲乙協議の上、対応する。

（３）前号の規定は、本共同研究期間中及び本共同研究終了日から６ヶ月以内に行われる学術発表に適用される。

２　乙は、甲と協議した上で、本研究成果を公表することができる。ただし、当該甲との協議は、前項第３号に定める期間中要するものとし、当該公表は、第１７条の秘密保持義務を遵守した上で行う。

３　甲又は乙が本研究成果の公表を行う際、相手方の同意を得たときは、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

（法令遵守）

第１９条 甲及び乙は、本研究成果をその後の自己の事業等に用いる場合、自己の責任において、すべての関連法規、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する外国為替及び外国貿易法を含む。）を遵守する。

（通知）

第２０条　甲及び乙は、本契約に定める必要な通知は、書面又は電子メールにより行うこととする。電子メールで通知した場合、通知を受けた当事者は受信した旨の返信メールを相手方に送信するものとし、当該返信メールを相手方が受領した時に、通知の効力が発生する。

（契約の解除）

第２１条　甲は、乙が契約項目表第５項に定める研究経費等を支払期限までに支払わないときは、乙への書面での通知をもって、直ちに本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、前項に定める事由を除き、相手方が本契約に違反した場合であって、相当な期間を定めて当該違反の是正を催告し、当該期間内に当該違反が是正されないときは、その後相手方への書面での通知をもって、直ちに本契約を解除することができる。

３　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに相手方への書面での通知をもって、本契約を解除することができる。

（１）破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続の開始の申立を行い又は申立を受けた場合。

（２）銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合。

（３）仮差押若しくは仮処分命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合（ただし、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く。）。

（反社会的勢力の排除）

第２２条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

　（１）自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　（２）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

　（３）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

　　（ア）相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

　　（イ）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為。

２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

　（１）前項第１号の確約に反する申告をしたことが判明した場合。

　（２）前項第２号の確約に反し契約をしたことが判明した場合。

　（３）前項第３号の確約に反する行為をした場合。

３　甲又は乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わない。

（損害賠償）

第２３条　甲又は乙は、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。その賠償範囲は、相手方が直接的かつ現実に被った損害（逸失利益、弁護士費用は賠償の対象から除く。）のみとする。

（譲渡禁止）

第２４条　甲及び乙は、本契約に別途定めがない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

（契約の有効期間）

第２５条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　前項の定めにかかわらず、本契約終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで本契約が適用される。

３　本契約の終了後においても、第４条第６項及び第７項、第７条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１７条、第１８条、第１９条、第２０条、第２２条、第２３条、第２４条、本条第２項、本項及び第２７条の規定は、当該条項に定める期間又は各条項の目的とする事項が消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２６条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第２７条　本契約の準拠法は日本国法とする。

２　本契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。